

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

水産課

法令名	佐賀県漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則			法令番号	昭和59年佐賀県規則第37条			
手続名	許可事項の変更			根拠条項	第4条			
審査基準	漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の許可の基準を満たす場合において許可を与える。							
受付 機関	農林事務所	処理 機関	農林事務所	交付 機関	農林事務所	標準処理期間	30日	目次 No.
						標準経由期間	日	